(4)　未払金						
(5)　未払費用						
(6)　未払法人税等						
(7)　繰延税金負債						
(8)　前受金						
(9)　預り金						
(10) 前受収益						
(11) 賞与引当金						
(12) その他の流動負債						
流動負債合計						
Ⅱ　固定負債						
(1) 長期借入金						
(2) 会員預り保証金						
(3) 退職給付引当金						
(4) その他の固定負債						
固定負債合計						
負　債　合　計						
純　資　産　の　部						
Ⅰ　株主資本						
1　資本金						
2　資本剰余金						
(1) 資本準備金						
(2) その他資本剰余金						
資本剰余金合計						
3　利益剰余金						
(1) 利益準備金						
(2) その他利益剰余金						
任意積立金						
繰越利益剰余金						
利益剰余金合計						
4　自己株式						
Ⅱ　評価・換算差額等						
1　その他有価証券評価差額金						
2　繰延ヘッジ損益						
3　土地再評価差額金						
評価・換算差額等合計						
Ⅲ　新株予約権						
純資産合計						
負債純資産合計						

（記載上の注意）

1　一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って作成すること（会社以外の者にあっては、公正な会計慣行に従い、上記様式に準じて作成すること。）。

2　直前３事業年度について記載すること。ただし、事業年度が６月の者にあっては、直前６事業年度について記載すること（この場合にあっては、連続する３事業年度ごとに分けて記載することができる。）。

3　大項目について、その構成比を示すこと。

4　「その他の流動資産」「その他の有形固定資産」「その他の無形固定資産」「その他の投資等」及び「その他の繰延資産」のうち同一種類の資産でその金額が資産総額の１００分の１を超えるもの、「その他の流動負債」及び「その他の固定負債」のうち、同一種類の負債でその金額が負債及び純資産の合計額の１００分の１を超えるもの並びに「任意積立金」のうち、同一種類の積立金でその金額が負債及び純資産の合計額の１００分の１を超えるものについては、それぞれその資産、負債及び純資産の性質を示す適切な名称を付した項目を設けて記載すること。

5　繰延税金資産及び繰延税金負債については、会社計算規則（平成１８年法務省令第１３号）第８３条の規定により表示すること。

6　総括項目及びその金額は、ゴシック式活字、赤字等識別しやすい方法により記載すること。